

正則同窓会会則 新旧対照表		
新	旧	備考
<p>(役員)</p> <p>第5条</p> <p>2 副会長 <u>3名</u> <u>副会長は正会員より選出し、そのうち1名は現職教職員が担うことが望ましく、いずれも総会において選出される。</u></p> <p>3 会計 2名 <u>会計は現職の正会員より選出し、そのうち1名は現職教職員が担うことが望ましく、いずれも代議員会において選出され、総会の承認を受ける。</u></p>	<p>(役員)</p> <p>第5条</p> <p>2 副会長 4名 副会長中の3名は現職の教職員以外の正会員より同じく1名は現職の教職員中の正会員より、総会において選出される。</p> <p>3 会計 2名 会計中の1名は現職の教職員以外の正会員より、同じく1名は現職教職員中の正会員より、代議員会において選出され、総会の承認を受ける。</p>	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p>
<p>(定期総会)</p> <p>第16条 定期総会は、毎年1回5月または6月中に、招集する。</p> <p>2 <u>役員会において開催が困難と判断した場合は中止することができる。</u></p> <p>3 <u>開催が困難な場合は、役員会と代議員会において議決した議案を会報誌またはホームページ等において知らせ、議決をすることが出来る。</u></p> <p>4 <u>定期総会において議決する事項は、次の各項の全部または一部とする。</u> <u>1～7</u></p>	<p>(定期総会)</p> <p>第16条 定期総会は、毎年1回5月または6月中に招集する。 定期総会において議決する事項は、次の各項の全部または一部とする。 1～7</p>	<p>(追加)</p> <p>(変更)</p>
<p>(総会の議決及び議長)</p> <p>第18条 総会の議決は、出席者の過半数による。 可否同数の(中略)就任する。</p> <p>2 <u>但し、会報誌またはホームページ等にて知らせた場合、その告知をもって議決されたものとする。</u></p>	<p>(総会の議決及び議長)</p> <p>第18条 総会の議決は、出席者の過半数による。 可否同数の(中略)就任する。</p>	<p>(追加)</p>
<p>(代議員会の開催)</p> <p>第19条 代議員会は次の各項の場合に開催する。 1～3</p> <p>4 <u>開催が困難な場合は、役員会で議決した議案を書面にて知らせ、異議が過半数に満たない場合は議決されたものとする。</u></p>	<p>(代議員会の開催)</p> <p>第19条 代議員会は次の各項の場合に開催する。 1～3</p>	<p>(追加)</p>
<p>(事業)</p> <p>第27条 本会は、次の事業を行う。</p> <p>1 懇親会 随時、懇親会を開催する。</p> <p>2 <u>削除</u> <u>2～4</u></p>	<p>(事業)</p> <p>第27条 本会は、次の事業を行う。</p> <p>1 懇親会 随時、懇親会を開催する。</p> <p>2 名簿の発行 会員名簿を発行する</p> <p>3～5</p>	<p>(削除)</p> <p>(変更)</p>
<p>附則</p> <p>1 この会則は、2001年11月30日より施行する。</p> <p>2 <u>削除</u></p> <p>附則</p> <p>1 <u>この会則は、2022年5月1日より施行する。</u></p>	<p>附則</p> <p>1 この会則は、2001年11月30日より施行する。</p> <p>2 <u>第26条の変更により(中略)これに代える</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(変更)</p>